

## 令和5年度 白杵市市民後見人養成講座 募集要項

### 1. 目的

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の権利を守り、本人に寄り添う成年後見人等の活動に必要な基礎知識を習得し、権利擁護、地域福祉の担い手として活動できる『市民後見人・支援員』を養成することを目的に講座を行います。

### 2. 主催

社会福祉法人白杵市社会福祉協議会・白杵市市民後見センター

### 3. 受講要件（以下①～⑥の全ての項目に該当する事を要件とする）

- ① 成年後見制度及び福祉活動に理解と熱意がある方。
- ② 養成講座終了後、『市民後見人・支援員』として活動する意思がある方。
- ③ 市内在住もしくは近い将来、市内に転居予定の方、または、市内に勤務されている25歳以上の方。（令和5年4月30日時点）。
- ④ 原則として養成講座の全日程に参加できる方。
- ⑤ ※民法847条に定める欠格事由に該当しないこと。

※ 1.未成年者 2.家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人  
3.破産者 4.被後見人に対して訴訟をし、またはした者並びにその配偶者及び直系血族 5.行方の知れない者

### 4. 定員

10名程度

### 5. 日程

令和5年6月29日（木）～令和5年11月2日（木）の計10日間

※詳細は、『令和5年度市民後見人養成講座プログラム』を参照

### 6. 会場

白杵市社会福祉センター1階大会議室及び2階中会議室

### 7. 受講料

無料

## 8. 申込み

受講を希望される方は、別紙申込書に記入し、下記申込先まで、持参・郵送・FAXにてお申込みください。

(受付期間) 令和4年5月1日(月)～令和4年6月16日(金)

申込書に関して、下記事務所や白杵市社会福祉協議会ホームページからダウンロードすることができます。

## 9. 受講者の決定

受講の可否については6月下旬に申込者全員に郵送にてご連絡します。

## 10. 修了要件

- ① 養成講座の修了には、すべての講座に出席していただく必要があります。但し、欠席をされた場合は、補講を受けていただくことで修了することができます。
- ② 補講の方法について、養成講座内でご案内しますが、フィールドワークは、補講ができません。1単位でも欠席すると本年度中に修了することができませんので、ご注意ください。

## 11. その他

- ① 養成講座修了者には、修了証書を交付します。また、修了者には、今後の活動や名簿登録に関しての意向確認のため、個人面談を行います。
- ② 遅刻や欠席をする場合は下記連絡先まで必ず連絡をお願いします。

 問い合わせ

 社会福祉法人 白杵市社会福祉協議会

担当 : 東・久持

〒875-0041 白杵市大字白杵4番1  
2階 白杵市市民後見センター

直通 0972-62-4488

Fax0972-64-0131

E-mail : [r-higashi@usukisyakyo.ecnet.jp](mailto:r-higashi@usukisyakyo.ecnet.jp)